

株 式 取 扱 規 則

NECモバイルリング株式会社

沿 革

昭和48年	2月23日	制 定
平成13年	3月13日	一部改正
平成14年	1月25日	〃
平成14年	6月27日	〃
平成15年	4月 1日	〃
平成16年	3月26日	〃
平成18年	4月21日	〃
平成18年	5月26日	〃
平成20年	10月 1日	〃
平成21年	1月 5日	〃

株式取扱規則

第1章 総 則

第1条 (目的)

当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、定款第12条の規定に基づき、この規則に定めるところによるほか、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び証券会社、信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるものとする。

第2条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

第3条 (株主名簿への記録)

株主名簿への記録及び株主名簿記載事項の変更は、法令の定めるところにより、総株主通知等機構からの通知により行うものとする。

- ② 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿への記録及び株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- ③ 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。
- ④ 当会社は、株主に対して通知をするために必要がある場合、現在の株式所有者を名簿に反映させるべきであると取締役会が判断した場合その他正当な理由がある場合には、機構に対して社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第151条第8項の請求をすることができる。

第4条 (株主名簿記載事項に係る届出)

株主及び登録株式質権者（以下「株主等」という）は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、株主等は、第3条第2項に規定する場合には、その氏名又は名称及び住所を株主名簿管理人に届け出るものとする。
- ③ 前2項の届出事項につき変更があった場合には、株主等は、変更後の届出事項を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

第5条 (法人株主の代表者)

法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

- ② 前条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第6条 (共有株主の代表者)

株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

- ② 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第7条 (法定代理人)

株主等の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

- ② 第4条第2項及び第3項の規定は前項の届出について準用する。

第8条 (外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

外国に居住する株主等又はそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。但し、証券会社等又は機構を通じて届け出ることができない場合には、株主名簿管理人に届け出るものとする。

- ② 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第9条 (機構経由の確認方法)

前5条の届出が証券会社等又は機構を通じて提出された場合は、株主等、法定代理人その他届出を行う権限を有する者からの届出とみなす。

第3章 株主権行使の手続き

第10条 (少数株主権等の行使方法)

法令の定めによる少数株主権等の行使は、第4章に規定する場合を除き、当会社の定める書式により当会社に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、当会社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受け付けた口座管理機関の発行する受付票の提出を求めることができる。

- ② 前項に定めるところにより、株主提案権が行使された場合、提出議案の以下の事項について400字を超える場合は、当会社は、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

(1) 提案の理由

(2) 取締役、監査役及び会計監査人の各候補者の選任に関する事項

第11条 (株主確認)

株主が請求その他株主権行使又は届出(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、又は提供するものとする。但し、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- ② 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等又は機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、当会社の判断により証明資料等を要しないものとするができる。

第12条 (代理人による請求等)

この規則による請求等を代理人によって行うときは、前条の手続きのほか、株主が署名又は記名押印した委任状（会社が委任状の成立の真正を確認する必要があると認めたときは、委任状及び印鑑登録証明書その他成立の真正を証する資料）を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。

- ② 代理人についても、前条の規定を準用する。
- ③ 当社は、請求等を行う者について前条第1項及び前2項の規定による確認が完了するまでの間は請求等の受理を留保することができる。
- ④ 当社は、株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要な場合、特定の者が株主として請求等をしようとする旨認知した場合その他正当な理由がある場合には、機構又は証券会社等に対して、振替法第277条に規定する請求をすることができる。
- ⑤ この規則による請求等を行うに際し、保佐人又は補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

第4章 単元未満株式の買取請求の取扱い

第13条 (請求の方式)

単元未満株式の買取を請求するときは、証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

- ② 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。
- ③ 第1項の買取請求をした者は、当該請求を撤回することができない。但し、当社が承諾したときは、この限りではない。

第14条 (1株当たりの買取価格)

前条による買取請求の買取単価は、買取請求の効力発生の日（以下「買取請求日」という。）の株式会社東京証券取引所の開設する立会市場（以下「東京市場」という。）における最終価格とする。

- ② 買取請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の東京市場における最初にされた売買取引の成立価格とし、売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

第15条 (買取代金の支払)

単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求にかかる株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。

- ② 買取代金から第17条に定める買取手数料を控除した残額は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。
- ③ 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し又は代理受領者を定めることができる。

第 16 条 （株式移転の時期）

買取請求にかかる単元未満株式は、当社が前条による買取代金を支払った日に当会社の口座への振替をする。

- ② 前条第 3 項により、買取代金について送金方法が指定された請求にかかる単元未満株式については、送金手続完了日をもって当会社の口座への振替をする。

第 17 条 （単元未満株式の買取手数料）

単元未満株式の買取手数料は、株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別表に定める金額とする。

第 5 章 特別口座の特例

第 18 条 （特別口座の特例）

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

<別表>

株式取扱規則第17条に基づく金額(単元未満株式の買取請求に伴う手数料)は、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式)

第14条の1株当たり売買価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき 1.150%

100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900%

500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700%

1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575%

3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375%

(円単位未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

但し、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合は、2,500円とする。

以上